

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

トラックGメン

国交省はドライバーの時間外労働上限規制により物流への影響が懸念されている「2024年問題」を前に、適正な取引を阻害する荷主等の監視を強化するため創設。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/24(月) 赤口

25(火) 先勝

26(水) 友引 パリ五輪まで1年

27(木) 先負 ゴルフ・日本プロ選手権

28(金) 仏滅

29(土) 大安

30(日) 赤口 土用の丑

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/17(月) 海の日

18(火) 32,494 △103 138.22 ± 0

19(水) 32,896 △402 139.50 ▼1.28

20(木) 32,491 ▼405 139.62 ▼0.12

21(金) 32,304 ▼187 141.36 ▼1.74

中小企業が設備投資した場合の主な税制

中小企業者等が設備投資した場合に適用できる主な税制には、次のようなものがあります。

◎**少額減価償却資産の特例**……取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合は、合計300万円まで全額を損金算入できます。なお、貸付け(主要な事業として行われるものは除く)の用に供した資産は対象外です。

◎**中小企業投資促進税制**……一定の機械装置やソフトウェアなどの対象設備を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3千万円以下の法人等のみ)できます。なお、中古品や貸付の用に供する設備などは対象外です。

◎**中小企業経営強化税制**……経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき対象設備を取得等した場合に、即時償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下は10%)を選択適用できます。本制度の対象設備は目的に応じて、①生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上)、②収益力強化設備(投資利益率が年平均5%以上)、③デジタル化設備(遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする)、④経営資源集約化設備(修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上)に分類されています。

◎**固定資産税の特例**……市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した対象設備(投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に記載された一定の設備)に係る固定資産税を3年間、1/2に軽減します。また、賃上げ方針(雇用者給与等支給額を1.5%以上増加)を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は最長5年間、1/3に軽減します。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201528

事務所の家賃支払などに係るインボイス

事務所の家賃を口座振替や口座振込で支払っている場合など、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引でも原則、インボイス(適格請求書)の保存が必要となりますが、インボイスとして必要な記載事項は複数の書類で満たすことも認められています。

例えば、取引年月日以外の事項が記載された契約書とともに通帳や銀行の振込金受取書を保存することで仕入税額控除の要件を満たします。

なお、インボイス制度開始前からの契約については、契約書に登録番号等の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の通知を受けて契約書とともに保存しておきます。

お祭りなどに協賛金を支出した場合は

今年は、4年ぶりにコロナ前の規模で夏祭りや花火大会を通常開催するところが多くありますが、企業が事業と直接関係のない者が主催しているお祭りなど対して協賛金を支出した場合は、原則として寄附金に該当します。

ただし、協賛企業として、配布されるパンフレットやホームページなどに広告掲載がある場合や、会場で社名がアナウンスされる場合など、不特定多数に対する宣伝効果を見込んだ支出であれば、広告宣伝費として全額損金となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業者等が設備投資した場合に適用できる主な税制

◆少額減価償却資産の特例の概要

青色申告書を提出する中小企業者等（資本金の額等が1億円以下の法人※や常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主など）が取得価額30万円未満の減価償却資産※を令和6年3月31日までに取得などして事業の用に供した場合には、合計300万円を限度として、全額損金に算入することができます。

※常時使用する従業員数が500人を超える法人などは対象外です。

※貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は対象外です。

◆中小企業投資促進税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が令和7年3月31日までに、一定の機械装置等の対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除※が選択適用できます。

※税額控除は資本金の額等が3,000万円以下の法人、個人事業主に限り適用できます。

◎対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が30万円以上かつ事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	全て（取得価額の75%が対象）

※中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供する設備、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外です。

◆中小企業経営強化税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が令和7年3月31日までに、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除※を選択適用することができます。

※資本金の額等が3,000万円超1億円以下の法人は7%の税額控除となります。

◎対象設備

類型	要件	確認者	対象設備
生産性向上設備 (A 類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）
収益力強化設備 (B 類型)	投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に係る設備	経済産業局	
デジタル化設備 (C 類型)	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備		
経営資源集約化設備 (D 類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上となる投資計画に係る設備		

◆先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例の概要

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が令和7年3月31日までに、計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減する措置を受けることができます。

また、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる「賃上げ方針」を策定して、従業員に表明した場合は、最長5年間※、固定資産税が1/3に軽減されます。

※令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間。

◎対象設備

年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された①機械装置（160万円以上）、②測定工具及び検査工具（30万円以上）、③器具備品（30万円以上）、④建物附属設備（60万円以上）。